

業務成績評定点の公表に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この取扱い基準は、和歌山市が所掌する業務委託の評定点（以下「評定」という。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、和歌山市業務成績評定要領（以下「要領」という。）第3条に定める成績評定の対象業務（以下「業務」という。）とする。

(公表の方法)

第3条 公表は、業務成績評定点一覧表（別表第1、以下「一覧表」という。）を和歌山市のホームページに掲示する方法で行うものとする。

2 公表は、完了検査が完了した業務について、翌月に行うものとする。

3 要領第9条の規定による評定の修正を行ったときは、その修正結果を受注者に通知した後、速やかに修正後の評定点を公表するものとする。

(公表の期間)

第4条 公表期間は、掲載日から起算して1年間とする。

2 前条第3項の規定により評定を修正した場合の公表期間は、前項の規定を準用する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

業務成績評定点一覧表 (年 月完了分)

*公表期間は、掲載日から起算して1年間とします。

[illegible]